

北部地域産業振興施設等検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 北部地域振興交流拠点のうち産業振興施設等について検討するため、北部地域産業振興施設等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 北部地域振興交流拠点に設置する産業振興施設に関すること。
- (2) 当該施設において実施する産業振興施策に関すること。
- (3) その他、産業振興施設及び産業振興施策の提案に際して必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、非公開とすることができる。
- 4 委員長が委員会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由により会議の開催ができないと認めるときは、委員に書面又は電磁的記録を送付し意見を聴取することをもって委員会に代えることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、埼玉県産業労働部に置く。

- 2 事務局は、委員長の命を受けて、委員会の各種事務を処理する。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、本要綱施行日から令和6年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月26日から施行する。

別紙

北部地域産業振興施設等検討委員会 委員名簿

	氏名	所属等
有識者	朝倉 はるみ	淑徳大学 経営学部 観光経営学科 教授
	伊藤 匡美	亜細亜大学 経営学部 経営学科 教授
	山本 聡	東洋大学 経営学部 経営学科 教授
	鳥生 真紗子	株式会社日本経済研究所 公共デザイン本部 PPP推進部 主任研究員
	長谷川 誠	株式会社富士通総研 公共デジタル戦略グループ マネジングコンサルタント 兼 公共政策研究センター 主任研究員
経済界	大久保 和政	熊谷商工会議所 会頭
熊谷市	高柳 勤	総合政策部 部長

(敬称略)